

## 広島県がん対策推進条例の規定により知事が定める施設

令和元年7月8日告示第466号

- (1) 条例別表2の項の知事が定める施設は、植物園、動物園、水族館及び火葬場とする。
- (2) 条例別表3の項の知事が定める施設は、公衆浴場とする。